

令和2年5月19日

各位

とら醤油株式会社
代表取締役 三宅正記

民事再生手続開始の申立てのご連絡とお詫び

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から弊社事業に格別のご厚情とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

- 1 弊社は、令和2年5月19日、岡山地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同申立てが受理されるとともに、弁済禁止命令及び監督命令が発令され、監督委員が選任されました。

これまでご支援をいただいていた中、このような申立てに至り、ご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

- 2 弊社は、醤油の製造販売を主たる事業として長年営業してきたものの、近年消費者ニーズの多様化による醤油商品市場の縮小等により売上高が大きく減少しており、さらに、多品種小ロット化に伴う経費の増加などを原因として、窮境にありました。そのため、中小企業再生支援協議会の関与のもと経営改善計画による自主再建を試みていたのですが、経営改善は思うように進まず、さらに令和2年2月以降の新型コロナウイルス流行による外食・イベント等の自粛要請によって売上高が更に減少したことにより、事業運営が困難となり、本申立てに及んだ次第でございます。

- 3 今後、弊社は、岡山地方裁判所及び同裁判所の選任する監督委員による民事再生手続下の監督のもと事業を継続し、主要仕入先である盛田株式会社の支援を受けることによって弊社事業の再建を図る所存でございます。

皆様には大変ご心配ご迷惑をおかけしますが、引き続き、ご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- 4 不明な点やご質問などございましたら、お手数をおかけいたしますが、弊社再生室（080-5752-6116、080-5752-6119 平日9時30分—17時）にご連絡いただきたく、よろしく願いいたします。

敬具